

テントサウナ等の事業者の方へ

公衆浴場法に基づく テントサウナ等の衛生管理等ガイドライン

(対象地域:鳥取県中部地区、西部地区)

(令和6年4月)

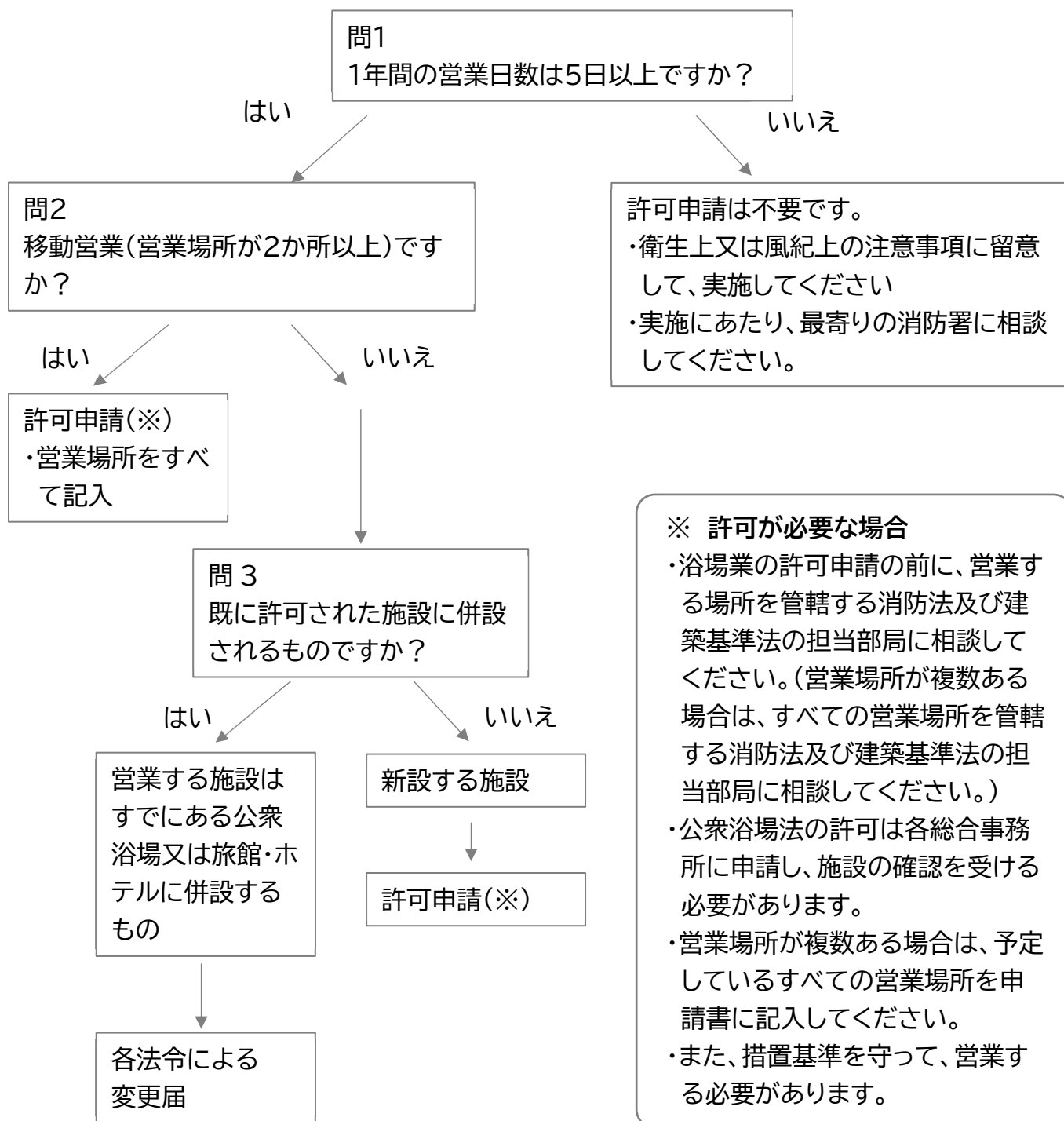
鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 暮らしの安心推進課

公衆浴場法に基づく許可を申請(浴場業の申請)する場合、移動営業として申請することが可能となりました。

また、テントサウナ等に対して、措置基準の適用除外項目を明確化しました。

なお、移動営業及び措置基準の適用については、その施設ごとに個別に判断する場合がありますので、申請前に主な営業場所を管轄する総合事務所へ相談してください。

○次のフローにしたがって、許可の申請方法を確認してください。



1 テントサウナ等とは

- ・「サウナ」とは、公衆浴場における衛生等管理要領(平成12年12月15日付生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)において、「蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの」及び「蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの」が公衆浴場の一類型として規定されています。
- ・このガイドラインでは次のとおり定義します。
「テントサウナ等」とは、「建築基準法の建築物に該当しないもの」とします。該当するかどうかは、営業場所を管轄する建築基準法の担当部局に相談してください。

2 公衆浴場法又は旅館業法における手続き

- ・テントサウナ等も公衆浴場法における「公衆浴場」に含まれることから、業として実施する場合は、公衆浴場法に基づく許可が必要となります。
- ・イベントでテントサウナ等を行う場合、年に4日以内であれば、許可の対象外となります。
- ・公衆浴場法及び旅館業法に基づく既存施設に、テントサウナ等を設置する場合は各法令に基づく変更届の提出が必要となります。

「業」とは？

反復継続の意思をもってなされ、かつ、その行為が社会性を有していると認められる場合に、「業」とみなされます。

反復継続とは、年に5日間以上実施する場合をさし、この場合、許可の対象となります。

1年に4日間以内の開催は業とはみなさず許可の対象外となりますが、衛生上及び風紀上問題がないように実施してください。

区 分	5日間以上/年	4日間以下/年
営 業	許可必要	許可不要
イベント	許可必要	許可不要

まとめ

○テントサウナ等とは、建築基準法の建築物に該当しないもの

該当するかどうかは、営業場所を管轄する建築基準法の担当部局に相談してください。

○許可が必要になるのは、年に5日以上営業(イベントも含む)するとき

○許可申請の前に消防署及び建築基準法の担当部局への相談をお願いします。

3 公衆浴場法の許可及び変更届

営業形態	許可申請	変更届
(1) テントサウナ等を単独で営業する場合(公衆浴場等に併設しない場合)	必要 想定する営業場所を記載し許可申請(複数場所を一括で申請)	—
(2) 営業者にテントサウナ等を貸出しする場合	機材を借り受けた者… 必要 貸出事業者…不要 (貸出事業者がサウナ営業を行う場合は、許可申請が必要です)	—
(3) サウナカーのレンタル業を行う場合	サウナカーを借り受けた者… 必要 貸出事業者…不要 (貸出事業者がサウナ営業を行う場合は、許可申請が必要です)	—
(4) 既存施設に併設してテントサウナ等を営業する場合	不要	必要
(5) 現在「テントサウナ等」営業の許可を取得しており、今後移動して営業する場合	不要	必要 設備が「テントサウナ等」の定義に合えば、変更届の提出により移動して営業することが可能です。詳細は管轄の総合事務所に相談してください。
(6) テントサウナ等を個人で楽しむために実施する場合	不要 個人で楽しむ目的で実施する場合は、社会性を有するとは認められませんので許可の対象とはなりません。	不要

※許可申請又は変更届の提出を行った際には、総合事務所による設備の確認が必要となります。

まとめ

○許可申請が必要な場合

新しくサウナ営業を始める場合

(営業の主体となる個人又は法人が申請してください)

○変更届が必要な場合

すでに固定施設で営業しており、テントサウナ等の施設を追加する場合

4 許可の申請

テントサウナ等の申請にあたっては次のとおりです。

(1)申請に必要なもの

①浴場業許可申請書

鳥取県公衆浴場法施行規則様式第1号で定められた許可申請書の「公衆浴場の所在地」には、想定している営業場所の所在地を記入してください。

記入欄に書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、所在地を記入した用紙を添付してください。

申請書に記載された営業場所でのみ営業可能となるため、許可後に申請した場所以外で営業する場合は変更届(営業場所の変更)を提出してください。

②法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

③公衆浴場の構造設備の状況を明らかにした図面

- ・テントサウナ等の仕様書
- ・配置図(テントサウナ等の設置場所、設置するサウナの種類、数を記載したもの)
- ・設置後の写真(自動車に付随するもの(サウナカー、サウナバス)の場合、ナンバープレートを撮影したもの)
- ・自動車に付随するもの(サウナカー、サウナバス)の場合、車検証の写し

④営業場所の周辺地図

⑤手数料 23,000 円

(2)申請先

主とする営業場所の所在地を管轄する総合事務所に申請してください。

なお、鳥取県外及び鳥取県東部地区で営業する場合は、管轄する都道府県等又は鳥取市への許可申請が別途必要です。

(3)構造設備の確認

申請後に総合事務所による構造設備の確認があります。総合事務所が指定した場所(原則として主とする営業場所)において、構造設備の確認を行います。

5 変更届

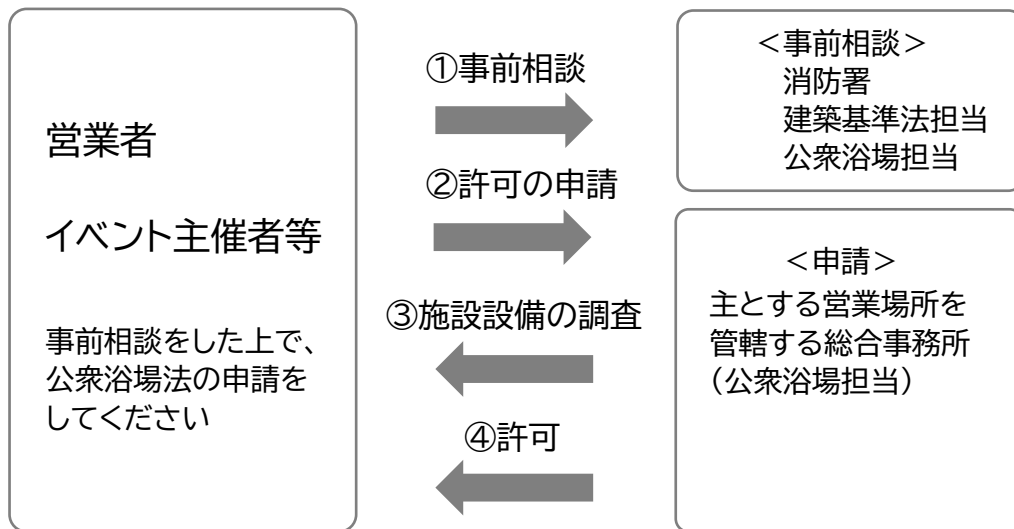
許可を受けた後に、申請した内容に変更が生じた場合は変更届が必要です。

<変更届が必要な場合>

- ・申請したときと設備の仕様(テント、バレル等の大きさ、個数、配置、レンタカー等)が変わる場合
- ・営業場所が変わるとき(営業所所在地の追加、削除)
- ・そのほか、変更があるとき

※営業者が変わる場合は、新規の申請(または事業承継の届出)が必要となります。

<許可申請のフロー>



<浴場業許可申請書の記入方法>

公衆浴場の名称	営業するテントサウナ等の名称(店舗名など)を記入してください
公衆浴場の所在地	テントサウナ等を営業する場所の地番を記入してください。営業場所が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に営業する場所すべての地番を記入してください。
公衆浴場の種類(温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。)	テントサウナ等営業と記入してください。どのような形態のサウナかも併せて、記入してください。(テントサウナ、バレルサウナ、サウナカー等)
公衆浴場の構造設備の概要	別紙のとおりとし、以下の資料を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・テントサウナ等の仕様書 ・配置図(テントサウナ等の設置場所、設置するサウナの種類、数を記載したもの) ・設置後の写真(自動車に付随するものの場合、ナンバープレートを撮影したもの) ・自動車に付随するもの場合、車検証の写し ・その他参考となる資料

6 営業者の遵守事項

テントサウナ等の場合は、鳥取県公衆浴場法施行条例第3条及び第4条に規定される措置の基準が条例第6条に基づき緩和されます。

テントサウナの措置の基準の考え方は、次のとおりです。

<適用される措置基準の例 ※1> ○:許可申請時に必要な設備

措置基準	テントサウナ (着衣なし)		テントサウナ (着衣あり)	
	洗い場あり	洗い場なし	洗い場あり	洗い場なし
場内は、外部から見えないようにすること。	○	○	—	—
脱衣場及び浴室は、男女別に区画し、相互に見通すことができないようにすること。	○	○	—	—
8歳以上の男女を混浴させないこと。	○	○	—	—
かぎ付きの脱衣箱を相当数設けること。 (※2)	—	—	—	—
男女側とも便所を設けること。(※3)	—	—	—	—
洗い場の床には、適当な勾配をつけるとともに、排水溝を設けること。(※4)	○	—	○	—
蒸気又は熱気を使用する浴室については、室内の温度が測定できること	○	○	○	○
蒸気又は熱気を使用する浴室については、容易に温度を調整できる装置を設けること。(※5)	—	—	—	—
放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造とすること。	○	○	○	○

※1 施設ごとに判断することになりますので、措置基準の適用の有無については各総合事務所公衆浴場担当にお問合せください。

※2 適切な管理ができれば、必ずしもかぎ付きの脱衣箱を設置しなくてもよく、営業者が適切に管理できればよいものとします。

※3 既存施設のものを利用することが可能です。

※4 シャワー、水風呂を設置する場合は、シャワーテント内外及び水風呂外の地面等が排水で汚染されることがないようにすること。

※5 テントサウナは出入口の開閉により、容易に温度調整が可能なため、温度調整装置は必須とはしません。テントサウナ以外のサウナにあっても、窓の開放や出入口の開閉などにより対応してください。

衛生管理等チェックシート

施設名()

	チェック項目	結果
1	年に5日以上実施しますか。	<input type="checkbox"/> はい(5日以上)→許可 <input type="checkbox"/> いいえ(4日以下)→許可不要
1で「はい」の場合は、次の項目についてチェックしてください。		
2	既存施設(公衆浴場又は旅館業の施設)に併設する設備ですか	<input type="checkbox"/> はい→変更届 <input type="checkbox"/> いいえ→許可申請
3	次の許可の基準を満たしていますか	—
3-1	テントサウナ等を設置する場所かつその構造設備は、公衆衛生上適当ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3-2	着衣した状態で利用しますか。	<input type="checkbox"/> はい(水着等を着用) <input type="checkbox"/> いいえ(着衣なし) <input type="checkbox"/> 外部から見えない構造とすること。 <input type="checkbox"/> 8歳以上の男女を混浴させないこと。
3-3	シャワーブース又は水風呂の排水で汚染させることのない構造となっていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3-4	利用客が放熱設備に直接接触することがないように囲いをする等の対策をしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3-5	室内の温度が測定できますか。 (温度計が設置してありますか)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3-6	衛生的に利用できるトイレは設置されていますか。 (既存施設のものを利用することも可能ですが、トイレ設置者に必ず確認してください。)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3-7	脱衣場(更衣室)に鍵は設置されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※イベント等実施する場合(年に4日以下)は、基準の対象とはなりません、上記のチェックシートに沿って設備を設置することが望ましいです。

テントサウナ等営業に関する Q&A

Q1 サウナイベントで、テントサウナをイベント主催者に貸出し、イベントの運営も行っています。この場合、だれが許可を申請すればいいですか。

A1 イベントの運営を業としてする場合で、年に5日以上行う場合は許可申請が必要です。なお、運営委託であり、営業の主体が主催者となる場合は主催者が許可申請することも可能です。主催者と運営者で相談のうえ、どちらかが許可申請を行ってください。

Q2 テントサウナやバレルサウナを製造・販売しています。販売する場合、許可は必要ですか。

A2 テントサウナなどの製造・販売には、公衆浴場法の許可は必要ありません。ただし、他法令については、各法令を所管する機関へご相談ください。

Q3 火気を使用する場合、届出は必要ですか？

A3 最寄りの消防署に相談してください。なお、移動して営業する場合は、相談時にその旨を伝え、注意事項等を守って実施してください。

Q4 年に4日以内でイベントを実施するため許可申請はしませんでした。その後予定が変更となり、年に5日以上実施することになりました。この場合は、どうしたらいいですか。無許可営業になりますか。

A4 5日以上になることが判明した時点で、許可申請をお願いします。許可を取得せずに、年に5日以上営業(イベント含む)した場合、無許可営業となり、県からの指導を受ける場合があります。

Q5 移動営業として申請したいのですが、営業場所がまだ決まっていません。どのように申請したらいいですか。

A5 営業場所が決まっていない状態で、許可申請はできません。1か所決まった時点で申請してください。その後、その他の営業場所が決まったときに、営業場所の変更届を提出してください。

Q6 申請したときと異なるテントに変更しようと思いますが、手続きは必要ですか。

A6 変更後のテントサウナの仕様書を添付し、変更届を管轄の総合事務所に提出してください。

Q7 申請したときと異なるレンタカーに変更しようと思いますが、手続きは必要ですか。

A7 変更後のレンタカーの仕様書を添付し、変更届を管轄の総合事務所に提出してください。

Q8 公衆浴場法に違反した場合、行政処分及び罰則の対象となるのは誰ですか。

A8 許可を受けて営業している場合、許可を受けた者が対象となります。また、許可を受けずに営業していた場合は、その営業を行っていた者が対象となります。

問合せ先

		公衆浴場法	消防法	建築基準法
中部	倉吉市	中部総合事務所 環境・循環推進課 0858-23-3150	中部ふるさと広域連合 消防局予防課 0858-29-5126	倉吉市建設部 建築住宅課 0858-22-8175
	東伯郡			中部総合事務所 建築住宅課 0858-23-3235
西部	米子市	西部総合事務所 環境・循環推進課 0859-31-9350	西部広域行政管理組合 消防局予防課 0859-35-1955	米子市都市整備部 建築相談課 0859-23-5236
	境港市			境港市建設部 建築営繕課 0859-47-1062
	西伯郡 日野郡			西部総合事務所 建築住宅課 0859-31-9753
東部	鳥取市	鳥取市生活環境課 0857-30-8083	東部広域行政管理組合 消防局予防課 0857-23-2461	鳥取市都市整備部 建築指導課 0857-30-8362
	岩美郡 八頭郡			東部建築住宅事務所 0857-20-3648